



## 業務内容

関東矯正管区は、関東甲信越地域（1都9県）に静岡県を加えた地域に所在する矯正施設の適切な管理運営を担う法務省の機関です。矯正施設では再犯防止や安心安全な社会の実現に向けた様々な仕事を行っています。

### ■刑務所及び少年刑務所■

主に受刑者を収容し、個々の年齢や特性等に応じた教育や指導等を行い、改善更生や再犯防止を図り、社会復帰の手助けをします。

### ■拘置所■

主に未決拘禁者（被疑者及び被告人）を収容し、未決拘禁者が逃走したり、証拠を隠滅することのないようにするとともに、正当な防御権に支障をきたすことなく、公平な裁判を受けられるよう配慮しています。

### ■少年院■

家庭裁判所から少年院送致という保護処分の決定を受けた少年を収容し、生活指導、職業指導、教科教育等の矯正教育を実施し、少年の立ち直りの支援を行う専門機関です。

### ■少年鑑別所■

家庭裁判所から観護措置決定を受けた少年を収容し、心理学等の専門知識に基づいて調査を行って非行の原因を探り、指導・教育方針を立てる専門機関です。また、一般の方からの相談等に応じる「地域援助」も行っています。

## 矯正施設で働く職員

**刑務官**：主に刑務所、少年刑務所、拘置所で勤務し、被収容者の収容を確保しつつ、施設の規律秩序を維持するとともに、改善更生に向けた働き掛けも行います。

**法務教官**：主に少年院、少年鑑別所で勤務し、在院者の非行に焦点を当てた指導や健全な社会復帰のための支援等を行います。

**矯正心理専門職**：主に少年鑑別所で勤務し、在所者に対して面接や各種心理検査を行い、非行の原因や処遇指針を明らかにします。

## 勤務地・転勤・昇進

勤務地については、本人の希望を考慮して決定しており、原則として関東矯正管区管轄地域内において異動します。

刑務官は初等科という研修に、法務教官と矯正心理専門職は基礎科という研修に入所し、矯正職員としての心構えや根拠法令等の基礎知識について学びます。

その後、さらに上位の研修に進むと課長や部長、施設長に昇進する道も開かれております。

〒330-9723

さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館13階  
法務省 関東矯正管区 職員課

<TEL> 048-600-1502 <FAX> 048-600-1505

<関東矯正管区HP>

[https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08\\_00101.html](https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00101.html)

QRコードで  
アクセス!

